

発行所
 白石市役所
 企画審議室
 白石市椴小路35
 TEL(代)2111
 発行定日 毎月15日
 (売価 1部2円)



- ▼おもな内容▲
- 1 面…春の交通安全運動
 - 2 面…36年度納税感謝祭
蔵王山山開き
 - 3 面…県税の改正
 - 4 面…加入者ホーム起工
おしらせ

『交通規則を守り正しく通行』 春の全国交通安全運動

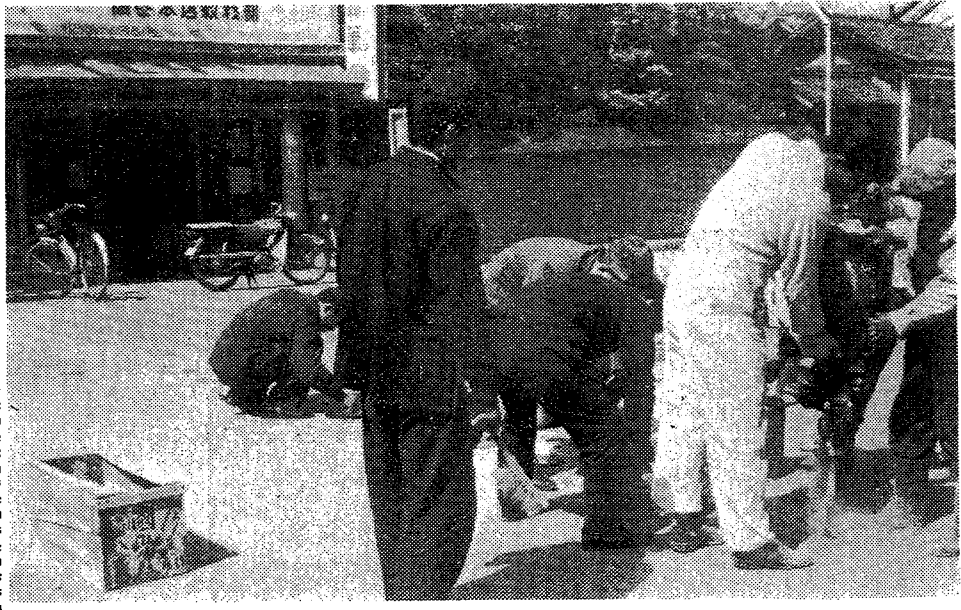
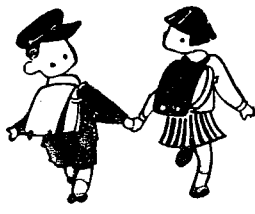
……5月11日～20日……
 高めたい!! 交通道徳
 考えたい!! 生命の尊さ

春の交通安全運動が、五月十一日から二十日まで全国一斉におこなわれております。
 ○自転車2人乗りはしないこと。
 ○子どもを道路で遊ばせないこと。

交通安全運動は、道路を通行するすべての人が交通のしかたをよく知り、これを守ることによつて、交通事故をなくそうとするものです。
 ●安全運転才一
 安全運転こそ何ものにもまさる事故防止の方法です。
 ○いつも安全な速度で。
 ○危険な場所はずり徐行
 ○無理せず、ゆすり合うように。

何んといつても歩く人、車を運転する人、すべてが交通規則をよく正しく守ることが大切です。
 ○車はいつも整備する。
 ○酒のみ、無免許運転はやめる。

交通事故は他人ごとではありません、特に次の点に注意をいたしましょう。
 ◎お互が正しく歩きましょう。
 ○右側を歩くこと。
 ○横断歩道の信号を守ること。



市は2月14日市議会の議決を経て交通安全都市宣言を行い、これに伴つて、交通安全を期する一端として5月10日から市内道路に反射鏡付紙をうち、交通安全の達成に拍車をかけております。(写真=白石警察署員と市職員の紙打ち作業)

タバコは市内で買ひましよう

〔定価の一割二分が市税として市の収入になります〕

県税の改正あらまし

今度地方税の一部が改正されましたので、そのあらましをお知らせします。

今度の改正は大衆負担の軽減をはかるための減税を行なうことと、県や市町村の財源をゆたかにするため国と市町村の間の税源の配分を適正にすることが主な内容となつています。

個人事業税

税りつが引下げになります。

- 第一種事業 5% (改正前所得50万まで6%) (50万以上8%)
- 第二種事業 (畜水産業) 4% (改正前6%)
- 第三種事業 (医業) 5% (改正前6%) 助産婦、あんま、はりきゆう 3% (改正前4%)

法人事業税

税りつの引下げが主な点で昭和37年4月1日の属する事業年度分から適用されます。

- | | | |
|------|--------------|-------------|
| 普通法人 | 所得が年百万円以下の金額 | 6% (改正前7%) |
| | 百万円をこえる金額 | 9% (〃 10%) |
| | 二百万円をこえる金額 | 12% (〃 12%) |
| 特別法人 | 所得が年百万円以下の金額 | 6% (〃 7%) |
| | 百万円をこえる金額 | 8% (〃 8%) |

不動産取得税

税りつそのままですが非課税及び課税標準の特別措置が新しく設けられました。

- 用途による非課税
- ① 学校法人の寄宿舎、民法34条法人宗教法人、社会福祉法人が設置する幼稚園は非課税となりました。
 - ② 中小企業工場集団化のため事業協同組合が取得した日から2年以内に組合員に譲渡した不動産の納税義務免除。
 - ③ 開拓営農振興組合の組合員が他の開拓者から農地を取得したいときは昭和39年3月31日まで行なわれたものに限り非課税
- 特別措置
- ① 農林漁業協同組合、中小企業協同組合が国の助成にかゝる共同施設を取得した場合。
 - ② 昭和39年3月31日まで農業委員会のおつせんにより農地の交換分合により取得した土地。
 - ③ 取得後1年以内に公共事業の用に供した不動産の代替不動産等について特別軽減の措置が講ぜられました。

料理等飲食税

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (イ) 1人1回の遊興飲食その他利用行為の料金が3,000円をこえる場合 | 15% |
| (ロ) 3,000円以下の場合及び宿泊の料金 | 10% |
| (ハ) 旅館における基礎控除 | 800円 |

自動車税

小型乗用車の税りつが次のように改正されました。

- | | | |
|-----|------------------------|---------------------|
| 営業用 | 総排気量0.36リットルをこえ1リットルまで | 6,000円 |
| | 1リットルをこえ1.5リットルまで | 7,000円 |
| | 1.5リットルをこえ2リットルまで | 8,000円 (改正前 8,000円) |
| 自家用 | 総排気量0.36リットルをこえ1リットルまで | 12,000円 |
| | 1リットルをこえ1.5リットルまで | 14,000円 |
| | 1.5リットルをこえ2リットルまで | 16,000円 |

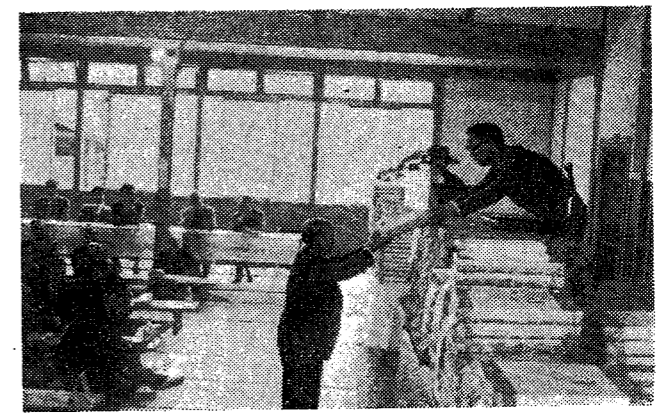
その他くわしいお問合せは大河原県税事務所又は市役所税務課におたずねください。

『ご苦労さんでした』 昭和36年度納税感謝祭 ……5月10日 市公会堂で……

5月10日午後1時から市公会堂において来賓多数の列席のもとに昭和36年度納税感謝祭がおこなわれ市長よりそれと感謝状と記念品がおくられました。
◎昭和36年度完納自治会協力委員
△越河地区 高橋誠、松野清一、永山勇、八島政志、大槻勉、佐久間勝見、八島三天、佐久

間政一、半沢栄、半沢芳五郎
△斎川地区 末永栄治、畑中寛三、松野吉太郎、佐藤勲、佐川猛
△大平地区 佐久間大進、石川義正、高橋繁治、矢ノ目八蔵
△大鷹沢地区 佐藤栄亀、佐竹省吉、遠藤文治、佐藤貞吉、一条貞一、角張新一郎、斎藤好伊

遠藤久平、佐藤利一郎、大野武雄、佐久間泰蔵、菊地龜治
△福岡地区 佐々木徳松、鈴木幸平、目下直一郎、我妻幸寿
△小原地区 木村房治、岩松作雄、半沢勝、半沢猛、平栗栄之助
◎完納納税組合長 一条好雄、山村周一
△白石地区、白石西益岡組合長外十八組合
△越河地区、第一納税組合 長外二十三組合
△齊川地区、原納税組合長外六組合
△大平地区、第二納税組合長外七組合
△大鷹沢地区、第一納税組合長外十一組合
△白川地区、橋本納税組合長外九組合
△福岡地区、樋ノ口納税組合外二十八組合
△小原地区、上戸沢第一納税組合外二十三組合



(写真=市公会堂における感謝状贈呈)

蔵王金山縦走山開き

6月2・3日

- 仙台、白石、山形、上ノ平、不忘山、碓石そして巴山の四市連合の蔵王山縦走。スで鎌先温泉着休憩後白石山開きが次の日程で行なわれます。
- ▽期日 六月二、三日
 - ▽募集人員 白石班五十名
 - ▽募集締切及び出発日時 締切五月二十八日 出発月日白石駅前午後一時
 - ▽申込場所 白石市役所商工観光課
 - ▽所 白石駅前観光案内所
 - ▽宿泊地 山形県蔵王温泉
 - ▽会費 一、〇五〇円(外に米六合持参)
 - ▽登山コース 白石、二井宿、蔵王温泉(一泊)
 - ▽翌朝、蔵王温泉、ドッコ沼、地蔵、熊野、刈田、芝草

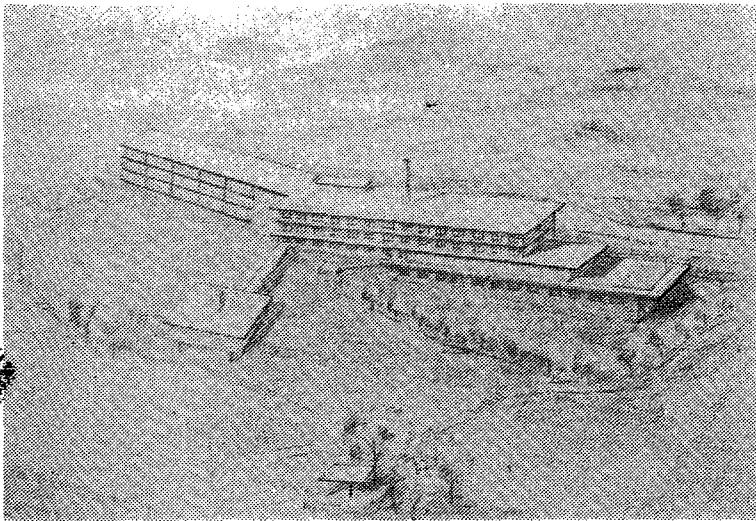


駅前解散の予定です。申込定員に達しますと締切りますから早めにお申込ください。
(写真=芝草より残雪の刈田岳を望む)

加入者ホーム起工

……5月1日地鎮祭を挙……

白石市蔵本字薬師堂に投じ地下一階、地上三階のほど郵政省の簡易保険郵便近代ビルが白石川のほとり便年金加入者ホームの起工に完成するわけです。
(写真)白石簡易保険郵便式が行なわれました。
これは全国で五番目の設年金加入者ホーム完成予想置で総工費一億二千万円を(図)



今月の納税

国保税第1期

…納期5月31日…

農地法に違反して

おろせませんか

農地の権利移動や転用、又小作解約についてはずべて知事の許可をうけなければならぬことになっていますが、たまたま違反行為をして知らぬでいる人がありますから、次の事柄をよく知つて頂くとともに違反行為のないように御注意下さい。

農地を農地として売買する場合に、その当事者間において現金の授受が終つてから、知事の許可を申請してくる人がありますが、これは売買契約と同時に申請を出すようにして下さい。そうでないと、その土地が複雑な遺産相続の対象物であったり、低当物件であったり、名義だけが他人所有のものであったりして、許わさざる支障を来して、許

可申請を出すこともできず又支払つた土地代金がとれなかつたりした例もありまふ。こうしたことは法の違反行為であるとは云えませんが、くれぐれも御注意下さい。

又農地を転用する場合に宅地に転用する場合に余り無断転用ということばないようですが、農地を宅地以外の山林として利用する場合等は、許可をうけないで植林をしてしまい、あとで申請してくる方がありますが、これ等は違反行為になりますから、たとえ山畑のような余り人目につかないところであつても事前に知事の許可をうけるようにして下さい。農地法に規定されている農地とは現況主義でいつていますので台帳地目が山林であつても現況が農地であればすべて許可を要します。

それからもう一つ違反行為としてあげられるものに小作地の無断解約があります。小作地には賃貸借と使用貸借とがありますが、賃貸借とは一定の小作料を支払つて借りていることであり、使用貸借とは小作料をとらない無料貸借のことをいふます。このうち賃貸借については、解約する場合に必ず知事の許可をうけなければなりません。

ところが往々にして許可をうけないで小作解約をし

ている向があります。こうしたことは明らかに違反行為ですから御注意下さい。無断解約をした理由について、小作契約書を取り交して、小作料を返すといつたから等という人もいますが、どんな理由があつても、許可をとらないで行つたことは違法になります。したがつて農地を小作する場合も市町村農業委員会の許可をうけなければなりません。

無断で小作地をとりあげたとか、返したという人はありませんが、あつたら速かに知事の許可をとるよう手続きをとつて下さい。農家の皆さんに農地法を守つて頂くことは、農地を農家から守る許りでなく、農家自体を守ることにあります。

くわしいことは当委員会に御問合せ頂くか、又は毎月、各出張所(分室)に職員が出張して申請の受付をしたり、農地相談をいたしますから御利用下さい。参考までに職員の出張日を御知らせします。

- 毎月十五日 福岡 分室
- 毎月十六日 越前、齋川出張所
- 毎月十七日 小原出張所
- 毎月十八日 大鷹沢、白川出張所
- 毎月十八日 大平分室



美術展開催

5月26、27、28日の三日間市公会堂で白石高、女子高の合同美術展が開かれます。毎日午前8時～5時まで

豊かなくらしをつくる郵便貯金増強運動

白石郵便局では、5月1日から7月末日まで「豊かなくらしをつくる郵便貯金増強運動」を行つております。すでにご承知のとおり郵便貯金預入最高制限額も去る4月から50万円に引上げられましたので皆さまの「豊かなくらしをつくる」貯蓄計画として郵便貯金はもつともふさわしいといえます。また5月1日からオリンピック東京大会記念の美しい「積立貯金通帳」を発行しておりますからおはじめください。オリンピックの聖火が東京にとまされる年あなたの「積立貯金」も満期になりますどうぞご利用ください(白石郵便局貯金課)